

○浦添市契約規則

昭和55年 1 月30日

規則第 4 号

改正 昭和56年10月16日規則第29号
昭和57年10月 1 日規則第11号
平成10年 3 月31日規則第 7 号
平成16年 5 月31日規則第10号
平成16年 7 月20日規則第12号
平成18年 5 月 1 日規則第24号
平成20年 2 月18日規則第 1 号
平成20年 3 月18日規則第 4 号
平成20年 7 月 8 日規則第32号
平成21年 4 月20日規則第15号

目次

- 第 1 節 総則（第 1 条—第14条）
- 第 2 節 一般競争入札（第15条—第28条）
- 第 3 節 指名競争入札（第29条—第31条）
- 第 4 節 随意契約（第32条・第32条の 2）
- 第 5 節 せり売り（第33条）
- 第 6 節 契約の履行、変更及び解除（第34条—第51条）
- 第 7 節 契約代金等（第52条—第60条）
- 第 8 節 補則（第61条）

附則

第 1 節 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、法令、条例又は他の規則に定めるものを除くほか、市の契約に
関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところ
による。

- (1) 政令 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）をいう。
- (2) 契約 市を当事者の一方とする契約をいう。
- (3) 契約者 市と契約を締結する者をいう。

(契約に当り守るべき事項)

第3条 契約事務担当職員は、次の各号に掲げる事項を守り、市にとって不利益な契約を締結しないようにしなければならない。

- (1) 財務に関する法令を熟知し、厳正な運営を図ること。
- (2) 物価の変動、需給の状況等契約に必要な経済情勢を調査研究すること。
- (3) 契約者の信用状態を的確に把握すること。

2 契約事務担当職員は、契約履行の確保を図るようにしなければならない。

(契約書の作成)

第4条 市長は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく次の各号に掲げる事項を記載した契約書を作成し、双方記名押印のうえ各自1通を保持しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は履行期間
- (4) 契約保証金
- (5) 履行場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) その他必要な事項

2 前項の規定により作成する契約書には、図面、設計書、仕様書その他契約の内容を明確にする必要なものを添付しなければならない。

(契約書作成の省略)

第5条 次の各号のいずれかに該当するときは、前条の規定にかかわらず、契約書の作成を省略することができる。ただし、不動産にかかるものについては、この限りでない。

- (1) 契約金額が50万円未満の契約を締結するとき。
- (2) 物品売払いの場合において、買受人が代金を即納して、その物品を引き取るとき。

- (3) せり売りに付するとき。
- (4) 災害時において緊急に処置すべきとき。
- 2 前項の規定により契約書の作成を省略したときは、契約に必要な事項を記載した請書を徴しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、契約金額が20万円未満の場合は、見積書その他適当な文書をもって、契約書にかえることができる。

(契約保証金)

第6条 市と契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めなければならない。ただし、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託をうけた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 政令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2カ年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 法令に基づき、延納が認められる場合において、確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う場合において、売払代金が即納されたとき。
- (6) 指名競争入札の方法による契約又は随意契約を締結する場合において、契約金額が100万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (7) 国又は他の公共団体と直接契約を締結するとき。
- (8) 委託契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (9) 市長の認める保証人を立てたとき。
- (10) 本市が土地又は建物を買入れ、又は借り入れる契約をするとき。
- (11) 契約の性質又は目的により、社会通念上契約保証金を納めさせることが適当でないと市長が認めるとき。
- 2 契約保証金として有価証券等を提供するときは、記名したものについては、売却承諾書及び白紙委任状を添付させなければならない。
- 3 契約保証金は、契約履行後返還するものとする。ただし、契約履行の進捗によっ

て保証金の全部を留保する必要がないと認めるときは、その半額以内を還付することができる。

- 4 前項ただし書の規定によって、契約保証金を還付するのは、契約の履行が3分の2以上の程度に達したものと認められる場合に限る。

(契約保証金に代わる担保)

第7条 前条に規定する有価証券等で、市長が徴する担保は、国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証する債券
- (2) 鉄道債券又は電話債券
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
- (4) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書した手形
- (5) 郵便為替証書及び銀行又は市長が確実と認める金融機関の定期預金証書
- (6) 市長が確実と認める社債及び金融機関の保証証書
- (7) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

(契約保証金に代わる担保の評価)

第8条 担保の評価は、次の各号に掲げるところによる。

- (1) 国債、地方債、政府の保証する債券、金融債、公社債及び市長が確実と認める社債は、額面金額の9割に相当する金額
- (2) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が振り出し、又は支払保証した小切手は、小切手金額
- (3) 銀行又は市長が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形は、手形金額の8割に相当する金額
- (4) 郵便為替証書及び銀行又は市長が確実と認める金融機関の定期預金証書は、当該証書金額
- (5) 市長が確実と認める金融機関の保証証書は、その保証する金額
- (6) 公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証は、保証金額

(契約保証金の帰属)

第9条 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行しないときは、本市に帰属する。契約者の責に帰すべき理由により契約が無効又は履行不能となった場合においても、また同様とする。

(契約保証金に代用した担保の処分)

第10条 有価証券等で納入した契約保証金が本市に帰属したときは、市長が適当と認める方法によりこれを処分し、清算する。

(保証人)

第11条 市長は、契約の性質が保証人をたてさせることに適しないとき、その他必要がないと認めるときを除くほか、契約者に次の各号に掲げる連帯保証人をたてさせなければならない。

(1) 当該契約の債務不履行の場合の遅延利息、違約金その他の損害金の支払いの連帯保証人

(2) 当該契約者に代って自らその工事又は給付を完成若しくは履行することを保証する連帯保証人

2 市長は、前項の規定により、連帯保証人について、次の各号のいずれかに掲げる事由が生じたときは、その事由が生じた日から5日以内にさらに連帯保証人をたてさせなければならない。

(1) 連帯保証人が死亡し、又は解散したとき。

(2) 法令の規定により別段の資格を必要とする連帯保証人がその資格を失ったとき。

(仮契約)

第12条 議会の議決に付すべき契約を締結しようとするときは、市長は、当該契約について市議会の議決があったときに本契約が成立する旨を記載した仮契約書を締結するものとする。

2 仮契約を締結した事案について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約者に通知しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第13条 契約者は、契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又はその権利を担保の目的に供することができない。ただし、市長の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

2 請負の契約者は、契約の目的物又は検査済材料を第三者に譲渡し、貸与し、又は抵当権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、市長の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

(遅延賠償金)

第14条 契約者の責めに帰すべき理由により契約者が請負、買入又は売払いの契約(不動産に係る売払い契約を除く。)に基づく債務の履行を遅延したときは、契約金額

につき、当該契約期限の翌日から履行を終わった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を遅延賠償金として徴収する。ただし、特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。

- 2 前項の場合において、指定部分の引渡しを受けた部分があるときは、これに相応する契約金額相当額を遅延賠償金の算定にあたり契約金額から控除する。
- 3 遅延賠償金は、供給代金、契約保証金その他の支払金から控除する。
- 4 第1項に規定する遅延賠償金の総額が100円未満であるときは、支払を要せず、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。
- 5 遅延日数の計算については、検査その他市の都合によって経過した日数は、これを算入しない。

第2節 一般競争入札

（一般競争入札の参加）

第15条 市長は、政令第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めたときは、同条第2項の規定により、その資格基準並びに登録に必要な申請の時期及び方法を掲示その他の方法により公告しなければならない。

- 2 市長は、一般競争入札により契約を締結しようとする場合において、契約の性質又は目的により、当該入札を適正かつ合理的に行うため特に必要があると認めるときは、政令第167条の5の2の規定により、入札参加に必要な資格を別に定め、その資格を有する者により当該入札を行わせることができる。

（入札参加資格申請）

第16条 一般競争入札に参加しようとする者は、入札参加に必要な申請書に前条の資格事項について、当該官公署の証明書又は他の証明書を添えて、市長の定める期限内に提出しなければならない。

（資格の審査及び名簿の作成）

第17条 市長は、前条の申請書の提出があったときは、審査のうえこれを決定し、当核申請人にその旨を通知するとともに入札参加資格者の名簿を作成しなければならない。

（入札の公告）

第18条 一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算してすくなくとも7日前までに、急を要する場合においては3日前までに、掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、公告期間については建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事請負の入札で同法により見積期間

の定められているものにあつては、この限りでない。

2 前項の規定による公告は、次の各号に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 入札に付する事項
- (2) 入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- (3) 契約条項を示す場所及び日時（期間）
- (4) 入札執行の場所及び日時
- (5) 入札保証金に関する事項
- (6) 無効入札に関する事項
- (7) 前各号のほか、入札について必要な事項
（入札保証金）

第19条 一般競争入札に参加しようとする者は、そのものの見積りに係る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- (1) 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、政令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で過去2カ年の間に国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であつて、その者が落札後契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

2 入札保証金は、入札終了後還付する。ただし、落札者に対しては、契約締結後に還付する。この場合、落札者の入札保証金は、契約保証金の一部に充当することができる。

3 第6条第2項、第7条及び第8条の規定は、第1項の入札保証金に有価証券等を提供する場合に準用する。

（入札保証金の帰属）

第20条 落札者が正当な理由がなく市長の指定する期限までに契約を締結しないときは、入札保証金は、本市に帰属する。

（入札保証金に代用した担保の処分）

第21条 第10条の規定は、入札保証金について準用する。

（予定価格の設定）

第22条 市長は、一般競争入札に付する事項の価格を当該事項に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を封書し、開札の際これを開札場所に置かなければ

ればならない。

- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続してする製造、修理、加工、売買、供給、使用、貸付等の契約の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例、価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。
- 4 市長は、必要があると認めるときは、予定価格を一般競争入札を行う前に公表することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、その予定価格を封書にすることを要しない。

(最低制限価格)

第23条 市長は、政令第167条の10第2項の規定により最低制限価格を設ける場合には、第18条の規定による公告において、最低制限価格が設けられる旨を明らかにするとともに、前条の規定による予定価格を記載した書面に、これを併記しなければならない。

(入札の方法)

第24条 入札をしようとする者は、図面、設計書、仕様書、現場又は現物若しくは見本を確認のうえ、必要事項を記入し、かつ、記名押印をした入札書により入札をしなければならない。この場合において、入札保証金を要するものについては、その納付済証を入札書に添付しなければならない。

- 2 前項の入札は、指定場所に出席して指定時間内に行わなければならない。ただし、市長が郵便による入札を認めたときは、入札書及び入札保証金（又は入札保証金納付済証）を書留郵便により提出することができる。
- 3 代理人により入札をしようとする者は、その権限を証する書面を提出し、確認を受けなければならない。

(入札の無効)

第25条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格がない者のした入札又は前条第3項の規定による確認を受けない代理人がした入札
- (2) 指定の日時まで提出又は到達しなかった入札
- (3) 入札保証金の納付を要する入札において、これを納付しない者又は入札保証金が所定の額に達しない者がした入札
- (4) 入札者又は代理人の記名押印がない入札

- (5) 同一入札について入札者又は代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (6) 同一入札について入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、双方の入札
- (7) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札
- (8) 訂正印のない金額の訂正、削除、挿入等による入札
- (9) 入札に関し不正な行為を行った者がした入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札
(入札の中止等)

第26条 市長は、天災その他やむを得ない理由があるとき又は公正な入札が行われないと認められるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することができる。

(再度入札)

第27条 開札の結果、落札者がいないときは、ただちに出席入札者に再度の入札をさせることができる。この場合においては、第19条の規定にかかわらず、その入札保証金が所定の額に達しない者も、これに参加することができる。

- 2 落札者が契約を締結しない旨の申出をしたときは、他の入札者に再度の入札をさせることがある。この場合においては、第18条の規定によらないことができる。

(落札者の決定)

第28条 落札者が決定したときは、市長は、ただちにその旨を落札者に通知しなければならない。

- 2 落札者が前項の通知を受けたときは、その通知を受けた日から7日以内に契約書に記名押印のうえ、市長の定める書類を添えてこれを提出しなければならない。ただし市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この期日を延長することができる。この場合において、契約保証金又は保証人を要するものについては、契約保証金を納付し、又は保証人を立てなければならない。

- 3 落札者が前項の期限内に契約を締結しないときは、その者にかかる落札又は決定は、無効とする。

第3節 指名競争入札

(指名競争入札参加者の資格)

第29条 第15条から第17条までの規定は、政令第167条の11第2項の規定により指名競争入札に参加する者に必要な資格を定める場合に準用する。

(指名競争入札参加者の指名)

第30条 指名競争入札に付そうとするときは、指名競争入札に参加する資格を有する者のうちから競争に参加する者をなるべく5名以上の者を指名しなければならない。

2 第18条第1項の規定は、指名競争入札参加者を指名する場合の見積期間に準用する。

3 第1項の規定により、指名競争入札参加者を指名したときは、第18条第2項第1号及び同条第3号から第7号までに掲げる事項をその指名する者に通知しなければならない。この場合、入札保証金については、第19条第1項ただし書に該当することのほか、落札者が契約を締結することが確実と認められるときは、その全部又は一部を免除することができる。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第31条 第19条から第28条までの規定は、指名競争入札の場合に準用する。

第4節 随意契約

(見積書徴収)

第32条 随意契約によろうとするときは、契約条件その他見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書を徴しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、見積書の提出を省略することができる。

(1) 国、地方公共団体その他の公法人与契約を締結しようとするとき。

(2) 官報その他のもので価格が確定しているとき。

(3) 契約金額が3万円未満のものについて、電話又は口頭によって見積りに必要な事情を聴取し、記録したとき。

3 第1項の規定により見積書を徴する場合は、あらかじめ第22条第2項及び第3項の規定に準じて予定価格を定めなければならない。ただし、予定価格が50万円未満の契約については、この限りでない。

(随意契約によることができる契約の種類等)

第32条の2 政令第167条の2第1項第1号の規定により随意契約によることができる契約の種類及び金額は、別表のとおりとする。

2 政令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次のとおりとする。

(1) 契約を締結する前において、契約内容、契約の相手方の決定方法及び選定基準、申請方法等を公表すること。

(2) 契約を締結した後において、契約内容、契約の相手方の名称、契約の相手方とした理由等の契約の締結状況について公表すること。

第5節 せり売り

(せり売り)

第33条 第18条から第22条まで及び第24条第2項、第3項並びに第25条、第26条及び第27条第2項の規定は、政令第167条の3の規定によりせり売りにする場合に準用する。

第6節 契約の履行、変更及び解除

(契約期限又は期間の延長)

第34条 契約者は、天災事変その他正当な事由により契約期限又は期間中に義務を履行することができないときは、事前にその理由を書面に記載して期限又は期間の延長の申出をすることができる。

2 契約者は、その責に帰すべき理由により契約期限又は期間中に義務を履行することができないときは、遅延賠償金を付する旨を明示して市長に当該期限又は期間の延長の申出をすることができる。

3 市長は、前2項の申出があったときは、これを調査し、やむを得ないと認めるときは、期限又は期間の延長をするものとする。

(契約の変更等)

第35条 市長は、天災その他特別の理由があるときは、契約者と協議のうえ契約の全部又は一部を解除し、内容を変更し、又は履行を中止することができる。

2 前項の場合において契約者が損害を受けたときは、市長は、その損害を賠償しなければならない。

3 物件及び労力その他の供給契約の場合、予定数量をもって契約したときは、市の都合により数量に増減を生ずることがあっても契約者は、異議の申立てをすることはできない。

(市の契約解除権及び損害賠償)

第36条 契約者が次の各号のいずれかに該当するときは、市長は、契約を解除し、市が受けた損害の賠償を請求することができる。

(1) 正当な理由がなく契約を履行しないとき又は契約期間内に履行の見込みがないとき。

(2) 契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(3) 契約の履行に当り、市長の任命する職員の指示監督に従わないとき又はその職務の執行を妨げたとき。

(4) 契約事項に違反したとき。

2 契約を解除した場合においては、履行部分に市長が相当と認める金額を交付して、

履行部分を本市に帰属させることができる。

(契約者の契約解除権)

第37条 契約者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 第35条第1項の規定により契約内容を変更したため、契約金額が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第35条第1項の規定により契約の履行を中止した場合において、その中止期間が履行期間の2分の1（履行期間の2分の1が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が履行の一部のみの場合はその一部を除いた他の部分の履行が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。
- (3) 市長が契約に違反したため、契約の履行上著しく支障があるとき。

(契約解除の場合の原状回復等)

第38条 契約を解除した場合において、市の貸与物、支給材料その他の物件があるときは、契約者は、市長の指示に従い、これを市に返還し、また契約者の物件その他市が返還を受けることを要しない物件があるときは、契約当事者が協議して定めた期間内にこれを引き取り、その他原状回復をするものとする。ただし、原状回復の必要がないときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、契約者が正当な理由がないのに一定の期間内に物件の返還若しくは引き取りその他原状回復をしないときは、市長は、契約者に代ってその物件を処分することができる。この場合において、契約者は、その処分方法について異議の申立てができないとともに、これに要した費用を負担しなければならない。

(工程表及び着手届の提出)

第39条 工事請負の契約者は、契約締結の日から15日以内に内訳明細書、工程表その他必要書類を、工事に着手したときは、その翌日までに着手届を市長に提出しなければならない。契約の変更により内訳明細書及び工程表を変更する必要がある場合も同様とする。

(監督及び検査の協力義務)

第40条 市長は、監督及び検査の円滑な実施を図るため、契約者に監督又は検査に協力させるために必要な事項を約定させなければならない。

(監督)

第41条 監督を命ぜられた職員（以下「監督員」という。）は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約にかかる仕様書及び設計書に基づいて当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約者が作成したこれらの書類を審

査して承認をしなければならない。

- 2 監督員は、必要があるときは、工事、製造その他の請負契約の履行について立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験又は検査等の方法により監督をし、契約者に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督員は、監督の実施にあたっては、契約者の業務を不当に妨げることのないようにするとともに、監督の実施によって、特に知ることのできたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他にもらしてはならない。

(監督員の報告)

第42条 監督員は、監督の結果について、各主管の長と緊密に連絡するとともに、随時に監督の実施について、市長に報告をしなければならない。

(検査)

第43条 検査を命ぜられた職員（以下「検査員」という。）は、工事、製造その他の請負契約についてその工事又は給付が完了したときは、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じて当該契約にかかる監督員の立会いを求め、当該工事又は給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 検査員は、物件の買入れその他の契約について、その給付が完了したときは、契約書その他の関係書類に基づいて当該給付の内容及び数量について検収を行わなければならない。
- 3 前2項の場合においては、必要に応じて破壊若しくは分解又は試験をして検査又は検収を行うものとする。
- 4 検査員は、第1項又は第2項の規定による検査又は検収の実施にあたっては、契約者又はその代理人の立会いを求めなければならない。
- 5 検査員は、前4項の規定により、検査又は検収をしたときは、検査調書又は検収調書を作成し、市長に提出しなければならない。この場合において、その工事又は給付の内容が契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を付さなければならない。
- 6 物件の買入れにかかる検収及び次項に規定する検収については、前項の規定にかかわらず、当該請求書に検収月日を記入し、押印して検収調書に代えることができる。
- 7 政令第167条の15第3項に規定する特約により、給付の内容が担保されると認められる契約又はその他契約で輕易なものについては、数量以外のものの検収を省略することができる。

(監督又は検査の委託)

第44条 市長は、政令第167条の15第4項の規定により、当該契約にかかる監督又は検査を本市の職員以外の者に委託して行わせる場合には、委託契約書を作成するものとする。

2 市長は、前項の規定により、監督又は検査を委託して行わせる場合には、委託を受けた者に対し、当該監督又は検査の結果を記載した書面を作成させ、当該監督又は検査の結果を確認しなければならない。

(手直し)

第45条 市長は、前2条の検査又は検収について当該履行が契約書、仕様書、設計書その他の条項に違反し、若しくは粗悪、不完全と認めるときは、ただちに引換え又は手直し等を命じなければならない。

(減価採用)

第46条 契約者の提供した履行の目的物に僅少の不備な点があっても、使用上支障がないと認めるときは、相当の価格を減価のうえ、これを採用することができる。

2 契約の履行を遅延した場合において、前項の規定によりその目的物を採用したときは、遅延賠償金は、減額後の価格により算定する。

(危険及び損害負担)

第47条 第49条の規定による引渡前に生じた損害は、すべて契約者の負担とする。ただし、市の重大な過失によって生じた損害についてはこの限りでない。

2 市から材料を支給して工事、製造その他の請負をさせる場合においては、支給材料の亡失又は損壊による損害は、天災事変その他さけることのできない非常災害による場合のほか、契約者の負担とする。

3 天災事変その他さけることのできない非常災害によって既済部分又は検査済持込材料に損害を受けた場合は、市は、損害の程度によりその一部を補償することがある。ただし、市長において契約者の故意又は怠慢により損害を受けたものと認めた場合は、この限りでない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第48条 検査員の職務は、監督員の職務と兼ねることができない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、監督員が検査員の職務を兼ねることができる。

(1) 当該監督又は検査に従事する職員が少数でかつ監督又は検査にかかる契約の内容により、監督又は検査を行う職員を区分する必要がないと認める場合

(2) 監督又は検査を行う場合において、当該監督又は検査を行う職員を区分して派遣する必要がないと認める場合

(3) 工事の中間検査をする場合において、特に当該監督又は検査を行う者を区分する必要がないと認める場合

(目的物の引渡し)

第49条 契約の目的物の引渡しは、工事の請負契約にあっては、完成検査に合格したときをもって、工事以外の請負及び物件の買入れの契約（不動産にかかるものを除く。）にあっては、引渡場所において完納検査に合格したときをもって完了する。ただし、契約の性質又は目的により引渡しを要しないものについては、この限りでない。

(部分引渡し)

第50条 契約の目的物について、本市があらかじめその全部の完済又は完納に先だって引渡しを受けるべきことを指定した部分（以下「指定部分」という。）がある場合は、当該指定部分について、第14条、第46条及び次条の規定を準用する。この場合において、第14条中「契約金額」とあるのは「指定部分に相応する契約金額」と、次条中「引渡し」とあるのは「指定部分にかかる引渡し」と読みかえる。

(かし担保責任期間)

第51条 物件買入れ契約の契約者は、給付の目的物の隠れたかしについてその引渡し後1年間担保責任を負うものとする。ただし、契約においてその期間を伸縮することができる。

2 請負契約の契約者の担保責任については、契約により民法（明治29年法律第89号）第638条第1項に定める期間を1年まで短縮することができる。

第7節 契約代金等

(代金支払の原則)

第52条 契約代金の支払いについては、この規則に定めるもののほか、浦添市会計規則（昭和55年規則第2号）の定めるところによる。

(代金前納の原則)

第53条 物品の売払い又は貸付をするときは、次の各号のいずれかに掲げる場合で特約のあるもののほか、その引渡し又は登記若しくは登録前にその代金又は貸付料を完納させなければならない。

- (1) 非常災害があった場合において被災者又はその救護を行う者に対し、救助に必要な物件の売り払い又は貸付をするとき。
- (2) 学術又は技芸の保護及び奨励のため、これに必要な物件の売り払い又は貸付をするとき。
- (3) 公用、公共用又は公益の用に供するため、直接公共団体等に対して必要な物件

の売り払い又は貸付をするとき。

(契約代金の帰属)

第54条 検査又は検収に合格したときは、契約者の請求により所定の手続に従い契約代金の支払いを行うものとする。この場合、市長が契約保証人に契約の履行を請求したときは、その者の施行部分についての契約代金は、当該契約保証人に支払うものとする。

(保証人施行を請求した場合の支払)

第55条 市長は、契約保証人に対して契約を履行することを請求した場合は、すみやかに検査又は検収し、契約者の既納部分又は既済部分の代金を支払うものとする。

(前払金)

第56条 政令第163条第3号の規定による前金で支払をしなければ契約しがたい請負、買入れ又は借入れに要する経費で前金払を必要とするときは、連帯保証人をたて、又は担保物件を提供させるものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

2 市長において前項の保証人が不適當であると認めるときは、これを変更させることができる。

3 前金払を受けようとする者が第1項に定める保証人を定めず、又は前項に定める連帯保証人の変更に応じないときは、契約の如何にかかわらず前金払をしない。

(前払金の返還)

第57条 契約者の責に帰すべき理由により契約を解除し、若しくは保証人から保証契約を解除され、又は設計変更等により契約金額に著しい減額があったときは、前払金の全部又は一部を返還させるものとする。

2 契約者が前項に規定する義務を履行しない場合において提供した担保があるときは、市長は、これを処分して債権の弁済に充当し、なお、不足があるときは、これを追徴する。

(部分払)

第58条 市長は、契約者から部分払の請求があったときは、工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、財政経理上支障がなく、かつ、適当と認めたものに限り完成又は完納前に契約代金の一部を支払うことができる。

2 前項に規定する部分払は、その既済部分又は既納部分が10分の3以上のときに限るものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 第1項の規定により部分払をする場合は、検査調書又は検収調書に基づかなければならない。ただし、物件の購入については、当該請求書に検収月日を記入、押印

して検収調書に代えることができる。

- 4 第1項の場合における支払金額は、工事又は製造については、その既済部分に対する代価の10分の9、物件の購入についてはその既納部分に対する代価を超えることができない。ただし、継続事業等で年度末に部分払をする場合又は性質上分割計算のできる場合は、その既済部分の代価の全額まで支払うことができる。
- 5 前金払を受けたものに対する部分払の支払額は、その既済部分又は既納部分に応ずる前金払の額を控除するものとする。
- 6 前5項の規定は、工事又は製造以外の請負契約の全部又は一部の履行に対して支払をする場合に準用する。

(部分払の回数)

第59条 前条の規定による工事の既済部分に対する代価の支払回数は、契約金額に応じ、次の区分による。ただし、市長が特に必要があると認めた場合は、これを増減することができる。

- (1) 1,000万円以上2,000万円未満 1回
- (2) 2,000万円以上4,000万円未満 2回
- (3) 4,000万円以上 3回

(持込材料の価格の支払)

第60条 請負工事の持込材料のうち加工又は特殊材に対しては、その代価の10分の9以内の支払をなすことができる。

- 2 前項の持込材料は、市の検査に合格したものに限る。
- 3 第1項の持込材料の代価は、設計書その他により市長が認定する。

第8節 補則

(火災保険等)

第61条 契約者は、工事目的物及び工事材料（支給材料を含む。以下同じ。）等について、その性質上市長が火災保険契約を必要と認めるものについては、本市を受取人とする火災保険に付し、かつ、当該証書を市長に提出しなければならない。

- 2 契約者は、工事目的物及び工事材料等を前項の規定による火災保険以外の保険に付したときは、遅滞なく、その旨を市長に通知し、かつ、当該保険証書を提出しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に締結された契約で現に契約中のものについては、なお、従前の例による。

附 則（昭和56年10月16日規則第29号）

この規則は、昭和56年11月 1 日から施行する。

附 則（昭和57年10月 1 日規則第11号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年 3 月31日規則第 7 号）

1 この規則は、平成10年 4 月 1 日から施行する。

2 この規則施行前に締結された契約で現に契約中のものについては、なお、従前の例による。

附 則（平成16年 5 月31日規則第10号）

この規則は、平成16年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成16年 7 月20日規則第12号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年 5 月 1 日規則第24号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 2 月18日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年 3 月18日規則第 4 号）

この規則は、平成20年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成20年 7 月 8 日規則第32号）

この規則は、平成20年 7 月 8 日から施行する。

附 則（平成21年 4 月20日規則第15号）

この規則は、平成21年 4 月20日から施行する。

別表（第32条の 2 関係）

	契約の種類	金額
1	工事又は製造の請負	130万円以下
2	財産の買入れ	80万円以下
3	物件の借入れ	40万円以下
4	財産の売払い	30万円以下
5	物件の貸付け	30万円以下
6	前各号に掲げるもの以外のもの	50万円以下